

# 身体拘束等の適正化のための指針

合同会社 つきおと

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

## 第1条

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を十分に理解し、拘束廃止に向けた意識を持つものとする。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないサービスの実施に努める。

(身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

## 第2条

当法人は、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。なお、本委員会の運営責任者（委員長）は、各事業所の重要事項説明書に記載する虐待防止責任者とする。

2 身体拘束適正化検討委員会は、障害者虐待防止委員会と一体的に実施することができる。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いることができる。

4 身体拘束適正化検討委員会は、年1回以上、委員長が招集し開催する。

5 身体拘束適正化検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ④ 職員が身体拘束等について相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 身体拘束等が発生した場合における発生原因の分析及び再発防止策に関すること
- ⑦ 再発防止策を講じた際の効果の評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

## 第3条

職員に対する身体拘束等の適正化に関する研修は、身体拘束等に関する基礎的な知識の普及・啓発を目的とし、本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底する内容とする。

2 研修は年1回以上実施するものとし、新規採用時には必ず実施する。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等に関する基本方針)

#### 第4条

身体拘束等の事案については、すべて身体拘束適正化検討委員会に報告するものとする。委員長が、定期開催を待たずに報告が必要と判断した場合は、臨時に委員会を招集する。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

#### 第5条

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手順に従って実施する。

##### ① 組織による決定と記録

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、担当職員及び関係職員で必要性、原因、代替方法等を検討し、職員会議等において組織として慎重に決定する。身体拘束等を実施した場合は、支援記録にその態様、実施時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

##### ② 本人・家族への説明と同意

身体拘束等を行う場合は、利用者本人及び家族に対し、内容を十分に説明し、理解と同意を得る。

様式1「身体拘束等に関する説明・同意書」に、必要理由、方法、時間帯及び時間、当該時的心身の状況その他必要事項を記載し、説明の上、同意を得るとともに、同意書を交付する。

##### ③ 行政への相談・報告

身体拘束等を行った場合は、関係行政機関へ相談及び報告を行う。

##### ④ 必要事項の記録と再検討

身体拘束等を行った場合は、その態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等

を記録する。

様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」を用い、継続的に原因分析を行い、解消に向けた方針及び目標時期を定め、個別支援の見直しを行う。身体拘束等を解除した場合は、直近の職員会議等で報告する。

(利用者等による当該指針の閲覧に関する基本方針)

#### 第6条

利用者及びその家族は、いつでも本指針を閲覧することができるものとする。また、当法人のホームページにおいて常時閲覧可能な状態とする。

(その他身体拘束等の適正化の推進に関する事項)

#### 第7条

第3条に定める研修のほか、社会福祉協議会等が実施する身体拘束等の適正化に関する研修へ積極的に参加し、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上に継続的に取り組む。

## (様式 1)

### 身体拘束等に関する説明・同意書

#### 1. 身体拘束の適正化及び原則禁止について

当事業所は、児童福祉法、障害者虐待防止法及び関係法令・通知に基づき、児童の尊厳及び人権を尊重し、身体拘束及び行動制限は原則として行わないことを基本方針としています。

支援にあたっては、非拘束的支援を基本とし、職員による身体拘束は、下記に定める「緊急やむを得ない場合」に限り、例外的に実施するものとします。

#### 2. 緊急やむを得ない場合の要件

身体拘束を実施する場合は、以下の三要件をすべて満たす場合に限ります。

##### (1) 切迫性

児童本人または他の児童、職員等の生命または身体に重大な危険が差し迫っている場合

##### (2) 非代替性

身体拘束以外の方法では安全を確保することが困難であると判断される場合

##### (3) 一時性

必要最小限の時間及び態様に限定して実施する場合

#### 3. 想定される身体拘束の態様

以下は、児童及び周囲の安全確保を目的とした、最小限の身体拘束の例です。

- ・自傷行為または他害行為を防止するため、職員が身体を保持する行為
- ・突発的な危険行動を制止するため、職員が手や身体を押さえる行為
- ・生命及び身体の安全確保のため、一時的に行動を制限する行為

※威圧的、懲罰的、又は長時間に及ぶ身体拘束は行いません。

#### 4. 身体拘束実施時の対応

身体拘束を実施した場合、当事業所は以下の対応を行います。

- ・実施理由、態様、開始及び終了時刻、児童の心身の状況等を記録すること
- ・速やかに管理者へ報告すること
- ・保護者へ事後に説明及び報告を行うこと
- ・身体拘束の廃止に向け、支援方法の検討及び見直しを行うこと

#### 5. 身体拘束廃止に向けた取組

当事業所は、身体拘束の未然防止及び適正化を目的として、虐待防止及び身体拘束廃止に関する体制整備、委員会の設置、職員研修の実施等を通じ、支援の質の向上に継続的に取り組みます。

6. 同意確認

上記内容について説明を受け、十分に理解した上で、緊急やむを得ない場合に限り身体拘束を実施することについて同意します。

年      月      日

事業所名 : \_\_\_\_\_

説明者氏名 : \_\_\_\_\_

上記の件について説明を受け、同意しました。

年      月      日

利用者氏名 : \_\_\_\_\_

家族又は代理人 : \_\_\_\_\_

(様式2)

身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者氏名 :

月日 時間	日々の心身状態等の記録 もしくは再検討結果	支援決定会議 参加者名	記録者 サイン